

(2) 関係機関の連携による住宅確保要配慮者への支援

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>上記項目 4(1)のとおり、居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等で構成される組織であり、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することを目的としている（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項）。同協議会は、平成 29 年 9 月末現在、全ての都道府県及び 22 市区町村において設立されている。</p> <p>国土交通省は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（平成 19 年国土交通省告示第 1165 号）において、居住支援協議会の枠組みを積極的に活用して、各地域において、地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局、宅地建物取引業者等が密接に連携して住宅確保要配慮者に対する支援活動を行うことが重要であるとしている。</p> <p>また、居住支援協議会を活用した住宅部局と福祉部局との連携については、累次にわたり国土交通省及び厚生労働省から都道府県等に対し通知が発出されており、「居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取組について」（平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知。以下「包括サポート通知」という。）では、①相談窓口の設置、②住宅の提供、③家賃債務保証、④残置物処理、⑤安否確認、⑥一元的な情報発信などを居住支援協議会による取組の具体例として示すとともに、地域の関係機関と連携した住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を求めている。</p> <p>さらに、居住支援協議会によるこれらの活動に要する費用については、平成 27 年度から開始された重層的住宅セーフティネット構築支援事業から 1,000 万円を上限に補助金が交付されている。</p> <p>このほか、全国計画では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会の設置や同協議会の活動への支援が示されており、これを受けた改正住宅セーフティネット法では、居住支援法人が住宅確保要配慮者居住支援協議会の中核となって情報提供や入居相談等を行うことなどにより、同協議会による住宅確保要配慮者への支援を強化することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、居住支援協議会を設置している 16 都道府県及び 8 市区町村における同協議会（以下、都道府県に置かれる協議会を「都道府県協議会」、市区町村に置かれる協議会を「市区町村協議会」という。）の活動状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>図表 4-(2)-①</p> <p>図表 4-(2)-②</p> <p>図表 4-(2)-① (再掲)</p> <p>図表 4-(2)-③</p> <p>図表 4-(2)-④</p> <p>図表 2-② (再掲)</p> <p>図表 4-(2)-⑤</p>

ア 居住支援協議会の活動状況

調査した16都道府県協議会における平成27年度及び28年4月1日から12月1日までの活動状況についてみると、年数回の総会や意見交換等の開催のみとなっているものが5協議会となっている。また、包括サポート通知で示された①から⑥までの取組のうち、⑥の一元的な情報発信としてホームページによる住まいに関する情報の提供等のみを行っているものが7協議会となっている。

図表4-(2)-⑥

包括サポート通知で示された②の住宅の提供等の取組を行っていない都道府県協議会では、自らの構成員が取組の一部を担っているためとするもののほか、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居できないような例はなく、居住支援のニーズがないためとするものがみられた。しかし、居住支援のニーズがないとする都道府県協議会の区域内にある市区の自立相談支援機関の中には、保証人を確保できずに民間賃貸住宅への入居を断念したという相談に対応したとする例があるなど、福祉部局では、相談等を通じ、住居の確保に困窮する者のニーズを把握しており、都道府県協議会の認識と異なる実態がみられた。

図表4-(2)-⑦

図表4-(2)-⑧

また、都道府県協議会の中には、住宅の提供等の個別ケースの支援を都道府県単位で行うことは困難であるとしているものもみられた。一方、調査した8市区町村協議会の中には、①民間事業者が提供する高齢者向けの居住支援サービス等を活用して安否確認等を行っているものや、②相談内容に応じ、住宅部局や自立相談支援機関等によって構成される個別ケース会議を開催するなどして住宅の提供及び生活支援を行っているものがあるなど、市区町村単位では個別ケースに対する支援を行っている例がみられたが、家賃債務保証については、体制の問題等から、市区町村単位での取組は難しいとの意見があった。

図表4-(2)-⑨

このほか、都道府県協議会の中には、相談窓口を開設しているものの、相談件数が年間で数件にとどまっている例がみられた。その理由として、当該都道府県協議会では、相談窓口の周知が十分でないことを挙げており、体制が十分確保されていない中で相談に的確に対応できないことを懸念している。

図表4-(2)-⑩

このような実態を踏まえると、改正住宅セーフティネット法の運用に当たっては、地域における居住支援のニーズを的確に把握するとともに、都道府県協議会と市区町村協議会とが役割分担を図りつつ、それぞれの体制を整備していくことが重要である。

イ 新たな住宅セーフティネット制度に係る施策の検証

上記【制度の概要】のとおり、国土交通省は、新たな住宅セーフティネット制度において、居住支援法人による情報提供や入居相談等により住宅確保要配慮者への支援を強化することとしている。また、同省では、当該施策の住宅確保要配慮者居住支援協議会に係るKPIとして、同協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合を、平成28年11月の39%(686市区町村)から32年度末までに80%(1,393市区町

図表4-(1)-②

(再掲)

図表4-(2)-②

(再掲)

村) とすることを掲げており、比較的規模の小さい市区町村においては、都道府県協議会に参画することを想定している。

しかし、上記アのように、都道府県協議会の活動が低調であり、かつその理由として、個別ケースへの支援が困難であること等が挙げられている中で、市区町村が都道府県協議会に参画したとしても、住宅確保要配慮者に対する効果的な居住支援の実施につながるとは限らない。このようなことから、新たな住宅セーフティネット制度に基づき住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動の充実を図るためには、同協議会に期待する役割が果たされているかどうかを国土交通省が的確に検証することが重要である。

ウ 公営住宅の入居者に対する居住支援協議会のネットワークを活用した支援

居住支援協議会が位置付けられている住宅セーフティネット法は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的としており、また、包括サポート通知及び重層的住宅セーフティネット構築支援事業についても同様に民間賃貸住宅への入居支援に特化したものとなっている。このため、調査した居住支援協議会の中には、公営住宅の入居希望者や入居者を対象とした居住支援サービスを提供しているものはみられなかった。

しかし、上記項目 3(1)及び項目 3(2)のとおり、公営住宅においても、①保証人を確保できずに入居を辞退した入居希望者や、②福祉的な支援が必要と考えられる家賃の滞納者がみられるなど、民間賃貸住宅と類似の課題が生じている状況にあり、民間賃貸住宅又は公営住宅のいずれかへの入居にかかわらず、居住支援協議会の構成員によるネットワークを活用した連携が重要となっている。

また、上記アのとおり、市区町村協議会の中には、民間賃貸住宅の入居者に対し安否確認等の居住支援サービスを提供している例や、住宅部局や自立相談支援機関を担う社会福祉協議会等で構成される個別ケース会議を開催するなどして住宅の提供を行うなど積極的な支援を実施している例がみられたほか、居住支援協議会の構成員である社会福祉協議会や民間事業者が提供する見守り等のサービスを公営住宅の入居者にも提供することを可能としている例がみられた。

このようなことから、公営住宅の入居希望者や入居者に対する居住支援の充実を図るためには、都道府県等において、新たな住宅セーフティネット制度の下で運用される住宅確保要配慮者居住支援協議会やその構成員によるネットワークを活用していくことも有効であると考えられる。

【所見】

したがって、国土交通省は、住宅確保要配慮者への支援を充実させる観点から、厚生労働省と連携して次の措置を講ずる必要がある。

① 住宅確保要配慮者居住支援協議会に対し、福祉部局が相談等を通じて把握し

図表 4-(2)-③

(再掲)

図表 4-(2)-④

(再掲)

<p>た居住支援に係るニーズを共有し、これを踏まえた支援を実施するよう要請するとともに、都道府県協議会及び市区町村協議会の役割分担について参考となる例を示した上で、市区町村協議会の設置の促進を図ること。</p> <p>② ニーズに対する居住支援の実施状況や居住支援による効果を把握するなど、住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動の充実に向けた施策の検証を実施すること。</p> <p>③ 公営住宅の入居希望者及び入居者に対する支援を促進するための方策として、住宅確保要配慮者居住支援協議会のネットワークを活用することについて都道府県等に要請すること。</p>	
--	--

図表 4-(2)-① 居住支援協議会に関する規定

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）〈抜粋〉

（居住支援協議会等）

第 10 条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、居住支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、居住支援協議会の運営に関し必要な事項は、居住支援協議会が定める。

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成 19 年国土交通省告示第 1165 号）〈抜粋〉

一・二 （略）

三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的事項

1～3 （略）

4 居住支援協議会に関する基本的事項

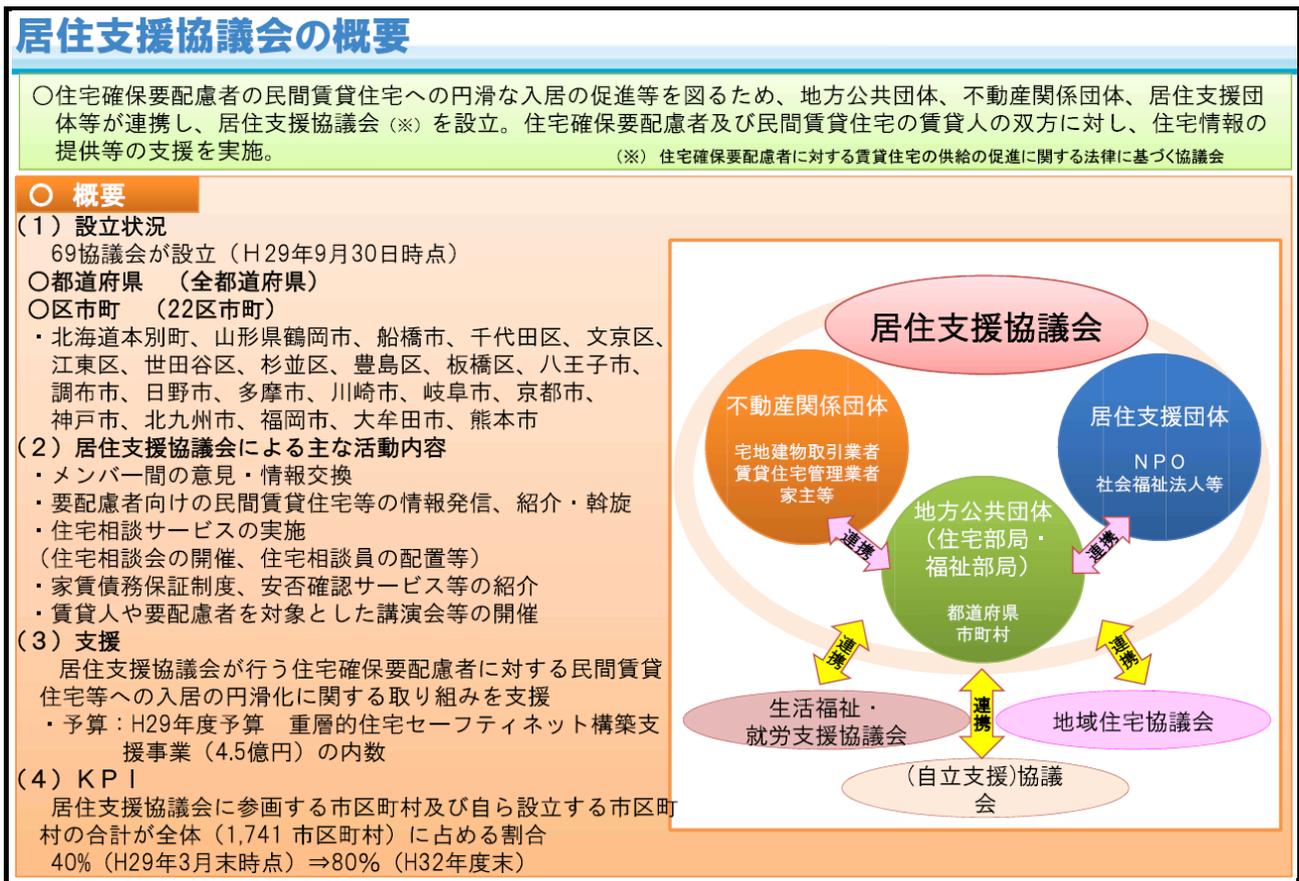
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定を確保するためには、各地域において、地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局、賃貸借契約に係る仲介を行う宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等の関係者が密接に連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援活動を行うことが必要であり、住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に規定する居住支援協議会の枠組みを積極的に活用して取り組むことが重要である。

居住支援協議会においては、住宅確保要配慮者の属性等に応じた情報提供方法や助言及び相談の方法、入居時及び入居後の支援措置等についての実施方法のほか、民間賃貸住宅の賃貸人、宅地建物取引業者等関係者に対する研修及び啓蒙活動の実施方法、さらにはこれらの取組みを行うに当たって各構成員の果たすべき役割等について協議することが望まれる。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(2)-② 居住支援協議会の概要及び設立状況



（注）国土交通省の資料による。

図表 4-(2)-③ 居住支援協議会の活動等に関する通知

○ 居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取組について（平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健部障害福祉課長、同省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）＜抜粋＞

1 居住支援協議会の設立等について

(1) 都道府県単位での居住支援協議会の設立（未設立の都道府県のみ）
 平成 26 年度末現在、37 の都道府県において居住支援協議会が設立されています（中略）。各地域での居住支援体制の強化のために、未設立の県におかれましては、速やかな設立にご協力いただきますようお願いいたします。（中略）

(2) 市区町村単位での居住支援協議会の設立等
 地域の実情を踏まえたきめ細やかな居住支援を実施するためには、基礎自治体である市区町村においても、可能な限り居住支援協議会を独自に設立することが望ましいと考えられます。
 ついては、市区町村におかれましても、居住支援協議会の設立又は設立に向けた検討をお願いします。
 なお、様々な地域の事情により、居住支援協議会の市区町村による独自の設立が困難である場

合は、その役割を果たすために都道府県が設立する居住支援協議会の構成員となり、活動していただきますようお願いいたします。

(3) 相談窓口等の設置

上記(1)及び(2)のいずれの場合においても、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を推進するためには、各市区町村レベルにおいて地域の中に身近な相談窓口を設置すること等が重要です。

については、居住支援協議会を設立する場合（設立済みで相談窓口を設置していない居住支援協議会を含む。）は、併せて各地域の関係団体等と連携しながら、住宅確保要配慮者向けに相談窓口を設置すること等をご検討いただきますようお願いいたします。

2 居住支援協議会の活動について

これまでの取組等を踏まえ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に効果があると考えられる活動について、以下のとおり整理しています。

については、各居住支援協議会におかれましても、同等の活動又は同等の効果が期待できる活動を行っていただくようお願いいたします。

(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援

ア (略)

イ 地域の不動産関係団体と連携し、協力を得た各地域の店舗を「サポート店」として位置付け、住宅確保要配慮者向けに身近な相談窓口を設置し、住宅の提供、相談を実施（中略）

ウ 家賃債務保証、残置物処理、安否確認、生活相談等のサービスを提供する民間事業者等を公募により選定し、住宅確保要配慮者に紹介することにより民間賃貸住宅への入居を支援

エ (略)

(2) 住宅確保要配慮者の入居後の居住の安定を図る取組

ア 地域の社会福祉法人等と連携し、安否確認、生活相談サービス等を住宅確保要配慮者に提供することにより入居後の生活を支援（中略）

イ (略)

(3) 住宅確保要配慮者に対する一元的な情報発信

ア 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅等の情報の登録、継続的な管理・更新、情報発信等の実施

イ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居を実現するための各種施策や利用可能な居住支援サービス等の情報収集、一元的な情報発信等の実施

(注) 下線は当省が付した。

図表 4-(2)-④ 重層的住宅セーフティネット構築支援事業の概要

事業の目的	<p>高齢者、障害者及び子育て世帯等、市場において自力では適正な住宅を確保することが困難な者に対し、重層的な住宅セーフティネットを効率的かつ効果的に整備する必要があることから、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、重層的な住宅セーフティネットの構築を推進し、高齢者、障害者及び子育て世帯等の居住の安定確保を図る。</p>																			
事業の概要	<p>民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、平成 29 年度に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、改正住宅セーフティネット法に基づく新たな制度の周知・普及等に関する取組み等に要する費用に対し、定額補助を行う。</p> <p>公的賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、地方公共団体において、福祉・子育て支援等の地域に必要な機能の整備とあわせた公営住宅団地の再生など、公営住宅に係る PPP / PFI の事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用に対し、定額補助を行う。</p>																			
予算額・執行額	<table border="1" data-bbox="464 943 1350 1149"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 943 727 999">区分</th> <th data-bbox="729 943 935 999">平成 27 年度</th> <th data-bbox="936 943 1142 999">28 年度</th> <th data-bbox="1144 943 1350 999">29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1001 727 1057">当初予算 (百万円)</td> <td data-bbox="729 1001 935 1057">230</td> <td data-bbox="936 1001 1142 1057">210</td> <td data-bbox="1144 1001 1350 1057">450</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1059 727 1115">執行額 (百万円)</td> <td data-bbox="729 1059 935 1115">210</td> <td data-bbox="936 1059 1142 1115">198</td> <td data-bbox="1144 1059 1350 1115">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1117 727 1149">執行率 (%)</td> <td data-bbox="729 1117 935 1149">91.3</td> <td data-bbox="936 1117 1142 1149">94.3</td> <td data-bbox="1144 1117 1350 1149">—</td> </tr> </tbody> </table>				区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	当初予算 (百万円)	230	210	450	執行額 (百万円)	210	198	—	執行率 (%)	91.3	94.3	—
区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度																	
当初予算 (百万円)	230	210	450																	
執行額 (百万円)	210	198	—																	
執行率 (%)	91.3	94.3	—																	

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-(2)-⑤ 改正住宅セーフティネット法（平成 29 年 10 月施行）における住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する規定

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）＜抜粋＞

（住宅確保要配慮者居住支援協議会）

第 51 条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。

（注）下線は当省が付した。

図表 4-(2)-⑥ 居住支援協議会における居住支援の取組状況

（単位：協議会、％）

No.	取組	都道府県協議会	市区町村協議会	計
①	相談窓口等の設置	4(25.0)	5(62.5)	9(37.5)
②	住宅の提供	0(0)	5(62.5)	5(20.8)
③	家賃債務保証	0(0)	0(0)	0(0)
④	残置物処理	0(0)	1(12.5)	1(4.2)
⑤	安否確認	0(0)	2(25.0)	2(8.3)
⑥	一元的な情報発信等	9(56.3)	4(50.0)	13(54.2)
①～⑥全て未実施		5(31.3)	2(25.0)	7(29.2)
調査対象居住支援協議会数		16(100)	8(100)	24(100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査した 24 居住支援協議会における平成 27 年度及び 28 年 4 月 1 日から 12 月 1 日までの居住支援の実施状況である。

3 居住支援協議会によっては、複数の取組を実施しているものもあることから、協議会数と計は一致しない。

4 ()内は、「調査対象居住支援協議会数」に占める割合である。

5 「一元的な情報発信等」を実施している 9 都道府県協議会のうち、7 協議会については、⑥の取組のみ実施している。

図表 4-(2)-⑦ 都道府県協議会において居住支援に係る取組が実施されていない理由

No.	理 由
1	情報共有や関係機関の連携を主目的としており、個別ケースの対応（連携）を想定したものではない。
2	広域的視点から、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住安定方策に関することを協議していることから、個々の入居あっせん事業等を行っていない。
3	予算がない状況で活動しており、家賃債務保証等の活動を実施するには構成員に負担をかけることになるため実施していない。
4	相談窓口の設置や家賃債務保証等を一体的に運用して課題の解決を目指したいと考えているが、現時点では体制や予算の制約があるので実施の意向はない。
5	現在のところ、民間賃貸住宅に入居できないという意見が、当協議会（事務局）に上がってきていない。
6	県内に、公営住宅に入居できず住宅に困窮し直ちに支援を要する者がみられないため、国から依頼されているような取組を行う必要性を感じていない。
7	相談窓口の開設や住宅の提供等の取組は、構成団体において実施しているため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑧ 自立相談支援機関における居住支援へのニーズに関する意見

No.	意 見
1	保証人が確保できず民間賃貸住宅への入居を断念せざるを得ない相談を年間10件程度受け付けている。
2	生活困窮者の民間賃貸住宅への入居支援に当たって、民間の家賃債務保証会社による保証を利用できない場合には、NPOによる保証や、保証人不要の物件により対応せざるを得ず、対応に苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑨ 市区町村協議会において積極的な支援が行われている例

No.	事例の概要																				
1	<p>京都市居住支援協議会では、平成 24 年度から独自事業として、高齢者であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録制度及び「すこやか賃貸住宅」の推進等に協力する仲介業者の登録制度を開始するとともに、同協議会を構成する団体等による「高齢者向けの住まい相談会」を開催し、住宅情報を提供している。</p> <p>すこやか賃貸住宅の登録件数は、年々増加傾向にあり、平成 28 年 12 月末現在で 4,794 戸の情報が提供されている。</p> <p>表 すこやか賃貸住宅の登録実績 (単位：戸)</p> <table border="1" data-bbox="268 719 1406 819"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 24 年度末</th> <th>25 年度末</th> <th>26 年度末</th> <th>27 年度末</th> <th>28 年 12 月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録住戸数</td> <td>1,910</td> <td>3,998</td> <td>4,718</td> <td>4,485</td> <td>4,794</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、同協議会は、厚生労働省の補助事業（注）を活用した「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」により、高齢者の民間賃貸住宅への入居後における安否確認や生活相談等に関する相談対応等のサービスを一体的に提供している。当該事業の利用実績は増加しており、これにより円滑な入居が行われていると考えられるとしている。</p> <p>（注） 厚生労働省では、平成 26 年度から、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う社会福祉法人等の活動を補助する「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施している。</p> <p>表 京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の利用実績 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="268 1267 1098 1368"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度末</th> <th>27 年度末</th> <th>28 年 12 月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約件数</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年 12 月末現在	登録住戸数	1,910	3,998	4,718	4,485	4,794	区分	平成 26 年度末	27 年度末	28 年 12 月末現在	契約件数	0	25	39
区分	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年 12 月末現在																
登録住戸数	1,910	3,998	4,718	4,485	4,794																
区分	平成 26 年度末	27 年度末	28 年 12 月末現在																		
契約件数	0	25	39																		
2	<p>福岡市居住支援協議会では、平成 26 年 10 月から、厚生労働省の補助事業を活用し、「福岡市高齢者住まい・生活支援モデル事業」を実施している。当該事業では、高齢者世帯であることを理由に入居を拒まない不動産事業者を「協力店」、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援、生活支援サービスを提供する民間事業者を「支援団体」としてそれぞれ位置付け、同協議会の構成員である市社会福祉協議会が、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者の相談を受け付け、支援団体の提供するサービスを踏まえ、支援プランを作成し、協力店を案内してマッチングを促進している。</p> <p>表 福岡市高齢者住まい・生活支援モデル事業による協力店の紹介の結果、民間賃貸住宅への入居に至った件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="268 1861 1082 1962"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年度</th> <th>28 年 12 月 1 日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入居実績</td> <td>64</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 27 年度	28 年 12 月 1 日現在	入居実績	64	36														
区分	平成 27 年度	28 年 12 月 1 日現在																			
入居実績	64	36																			

大牟田市居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を目的に、平成 26 年度末頃から、同協議会独自の住情報検索システム（住みよかネット）を構築し、住宅確保要配慮者向けの空き家情報や高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、有料老人ホーム等）の情報を一元的に発信している。これに加え、住宅確保要配慮者を対象として、住みよかネットに登録されている空き家の情報提供を行っている。

入居希望者や空き家所有者から相談を受け付ける際に、アセスメントシートに沿って、入居希望者からは生活状況や関係する支援の利用状況、空き家所有者からは空き家の状況等を把握して住まいの支援に役立てている。

- 3 空き家の提供に当たっては、同協議会の事務局（大牟田市社会福祉協議会及び大牟田市建築住宅課）や同協議会に置かれるサポート部会において個別のケース会議を開催し、入居希望者に必要な生活支援等について検討を行うなどして円滑な入居に向けた支援を実施している。

表 大牟田市居住支援協議会におけるマッチングの実績

(単位：世帯)

区分	平成 26 年度	27 年度	28 年 12 月末現在
世帯数	1	8	5

(注) 入居した世帯として母子・父子世帯 (5 世帯)、高齢者世帯、火災・地震被災世帯 (それぞれ 3 世帯)、生活困窮世帯等 (3 世帯) がある。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-(2)-⑩ 都道府県協議会において相談受付件数が低調になっている例

No.	事例の概要
1	当該協議会では、包括サポート通知で示されている居住支援サービスのうち、相談窓口の設置のみを行っている。相談窓口で受け付けた相談件数は、平成 27 年度は 5 件、28 年度 (28 年 12 月 1 日現在) は 1 件となっている。
2	当該協議会では、毎年度、構成員を招集した連絡会を行っているものの、相談窓口の設置を除き、包括サポート通知で示された住宅の提供や家賃債務保証等の取組は実施していない。相談実績については、平成 27 年度及び 28 年度 (28 年 12 月 1 日現在) は、それぞれ 1 件となっている。

(注) 当省の調査結果による。